

お知らせ

粗大ごみなどの不法投棄から私有地を守りましょう

例年、引越越しシーズンや年末年始にかけて不法投棄が増加する傾向にあります。あなたの土地の管理は大丈夫ですか？

不法投棄の多くは人通りの少ない場所や監視の行き届かない場所を狙って発生しています。私有地に不法投棄をされた場合、捨てた人が見つからなければ、土地の所有者または管理者が処理することになります。不法投棄をされないように日頃から適正な土地の管理をしましょう。

◆不法投棄の防止策

- ・日頃から見回りをする
- ・柵等を設置し、不法侵入を防ぐ

◆不法投棄の通報先

産廃残土県民ダイヤル
(産廃110番)

☎ 043(223)3801

☎ 環境保全課(6階)

☎ (20)1504 FAX(20)1604

「花壇づくり紹介」

参加者募集

市では花と緑のあふれるまちづくりを目指し、花いっぱい運動の一環として花壇づくりの啓発を図っています。

皆さんの自慢の花壇を、市ウェブページに掲載してみませんか？

◆対象

- 花を育てている次のいずれかに該当する方
- ・市内在住者
- ・市内で事業を営んでいる企業
- ・市内で活動している団体

◆申込

申請書に必要な事項を記入の上、花壇の写真添えて窓口・メール・郵送にて

※通年受付

※担当職員が直接撮影に伺う場合もあります。

※申請書は環境保全課窓口または同課ウェブページから入手



【申込み・問合せ】

〒297-8511

茂原市道表1

☎ 環境保全課(6階)

☎ hozen@city.mobara.chiba.jp

☎ (20)1504 FAX(20)1604

11月は動物による危害防止対策強化月間です

次のことに注意して、動物による事故や迷惑を防止しましょう。

人が犬にかまれる事故が、令和5年度は県内で223件発生しました

飼い犬が人をかんだ時は保健所へ届け出し、かんだ犬が狂犬病の疑いがないかどうか獣医師の検診を受けさせることが必要です。

事故を起こさないようなしつけ、飼い方をするのが重要です。また、門や玄関から犬が飛び出さないよう注意してください。

公園なども含め、犬の放し飼いは禁止されています。散歩は犬を制御できる人が、短い引き綱で行いましょう。

狂犬病は人にもうつり、発症するとほぼ100%死亡する恐ろしい病気です

犬の登録と年1回の狂犬病予防接種は、法律に定められた飼い主の義務です。

猫は屋内で飼いましよう

糞尿や鳴き声による被害を防止でき、感染症等の危険から猫や人を守ることができま

す。また、屋外にいる猫とは過度のふれあいを避け、かまれたり引つかかれたりしないように注意しましょう。

ワニや一部のサル、ヘビなどの危害を加える恐れのある動物は、法律により原則飼うことが禁止されています

☎ 環境保全課(6階)

☎ (20)1504 FAX(20)1604

長生保健所
(長生健康福祉センター)
☎ (22)5166

野外での焼却は禁止されています

適法な焼却設備を用いずに廃棄物の焼却することは、法律で禁止されています。家庭のごみは分別し、集積所へ出してください。

ただし、次のような焼却は一部例外があります。

- ・風俗慣習上または宗教上の行事を行うための焼却
 - ・農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却
 - ・たき火その他日常生活を営む上で行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
- なお、例外による焼却を行

う場合でも周辺地域の生活環境に十分配慮する必要があります。臭いや煙で、周りに迷惑を掛けないようにしましょう。

☎ 環境保全課(6階)

☎ (20)1504 FAX(20)1604

音楽放送の時間が変わります

毎日17時に放送している音楽放送「夕焼け小焼け」は、日暮れの早まる11月から1月までの間、子どもたちの帰宅を促すため、16時に変更して放送します。ご理解・ご協力をお願いします。

☎ 防災対策課(4階)

☎ (36)7580 FAX(20)1602

献血および骨髄バンクドナー登録にご協力をお願いします

◆日時

11月15日(金)10時～11時45分、13時～16時

◆会場 保健センター

◆主催

茂原中央ライオンズクラブ

◆共催

茂原市献血推進協議会

☎ 健康管理課(2階)

☎ (20)1574 FAX(20)1600